

第6章 社会福祉法人設立後の手続きについて

1 社会福祉法人設立認可書

半田市で法人の設立が認可されると、社会福祉法人設立認可書が交付されます。

これによって法人の登記が可能になります。法人設立の認可により設立が成立する訳ではなく、法第34条に規定するとおり、「法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立」します。

従って、法人の設立の認可のあった日（認可日、認可書の到達した日）から2週間以内（組合等登記令第3条）に登記をしなければなりません。

なお、法人登記については事前に所轄の登記所と十分相談のうえ、手続きを行ってください。

2 登記

登記事項は組合等登記令によって以下のとおり決められています。

<登記事項>

- ①目的及び業務 公益事業や収益事業を行う法人においてはそれらも登記すること。
- ②名称
- ③事務所の所在場所 従たる事務所を置く法人においてはそれらも登記すること。
- ④代表権を有する者（理事長）の氏名、住所及び資格
- ⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
委託事業のみを行う法人で、その事業が終了した場合は解散する旨の規定を定款上に定めている法人は、その規定を登記する必要があります。
- ⑥資産の総額 設立当初の財産目録に記載された差引純資産額を登記してください。
資産の総額については、毎会計年度終了後3か月以内に変更登記を行う必要があります。

3 理事会・評議員会（役員等の選任）

法人設立（設立登記）後、定款の規定に基づき、下記のとおり役員等の選任を行ってください。

（1）定款附則に記載された設立当初の理事により理事会を開催し、以下の事項を決議（設立登記後、すみやかに）

- ① 評議員選任・解任委員会の運営細則の決定
- ② 評議員選任・解任委員〇名の選任
- ③ 評議員選任・解任委員会の招集及び開催の決定
- ④ 評議員候補者の選出

（2）評議員選任・解任委員会を開催し、評議員〇名を選任

(3) 設立当初の理事により理事会を開催し、以下の事項を決議

- ① 評議員の選任結果の報告
- ② 理事候補者〇名・監事候補者〇名の選出
- ③ 評議員会の招集及び開催の決定

※(2)で評議員が選任されることを条件に(1)の理事会の時点で、「(3)理事候補者〇名・監事候補者〇名の選出」及び「(3)③ 評議員会の招集及び開催の決定」の決議をすることは可能です。その場合は、(3)の理事会の開催は不要です。

(4) 評議員会を開催し、理事〇名・監事〇名を選任

(5) 理事会を開催し、理事長を選定

(6) 理事長を登記(理事会で選定されてから2週間以内)

※上記の理事会・評議員会については、それぞれ開催日の1週間以上前までに招集通知を发出する必要があります。

※ただし、理事会については全理事・全監事の同意、評議員会については全評議員の同意があれば招集通知を省略して開催することが可能です。また、招集通知を省略することにより理事会・評議員会を同日に開催することも可能となります。

4 役員等の選任関係書類

定款に基づき役員等の選任を行う際には、役員等の欠格事由等を確認するための書類を備えておいてください。

なお、選任関係書類については、必要書類が法令等により明示されているものではありませんので、以下の書類は、役員等の欠格事由等を確認するために法人が備えることが望ましい書類の例示です。

<必要書類の例示>

理事・監事 ①役員名簿 ②就任承諾書 ③履歴書 ④誓約書

評議員 ①評議員名簿 ②就任承諾書 ③履歴書 ④誓約書

(注) ※「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」のかわりに、「誓約書」を提出することができるとされています。

※「委嘱状」により、任期と委任関係を明確にすることも可能です。

※ 法務局へ登記される際「印鑑登録証明書」が必要となる場合があります。

※「第9章 様式例について」もあわせてご参照ください。

【参考】法人登記簿

(1) 設立登記時点での法人登記簿(履歴事項全部証明書)の状態

役員に関する事項	愛知県半田市〇〇町〇丁目〇番〇号 理事長 〇 〇 〇 〇
資産の総額	金〇〇〇〇万〇〇〇〇円
登記記録に関する事項	設立 年 月 日登記

(2) 設立後、2回目の理事会（前頁の3（4）の理事会）で理事長が選定された後、登記した法人登記簿

（履歴事項全部証明書）の状態

役員に関する事項	愛知県半田市〇〇町〇丁目〇番〇号 理事長 〇 〇 〇 〇 (注)	
	愛知県半田市〇〇町〇丁目〇番〇号 理事長 〇 〇 〇 〇	年 月 日就任 年 月 日登記
資産の総額	金〇〇〇〇万〇〇〇〇円	
登記記録に関する事項	設立 年 月 日登記	

(注) 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

5 財産移転・設立完了報告

設立登記を終えたら、先に締結した贈与契約により、速やかに財産目録記載の財産の移転を行ってください。

社会福祉法人設立の認可書の交付を受けて1か月以内にそれらの移転の手続きを終え、「法人設立登記及び財産移転完了届」を半田市長あてに提出してください。

なお、土地等不動産の所有権の移転登記に際しては、当該施設で実施する社会福祉事業の開始に係る事務を行う行政機関で発行された証明書を添付すると、登録免許税が免除されます。

※登録免許税法第4条第2項

「同法別表第3に掲げる登記等については、財務省令で定める書類を添付した場合、登録免許税を課さない。」

①同法別表第3の10

「法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記」

②財務省令で定める書類

上記適用範囲の要件に該当する旨の所轄庁の証明書。

6 建物の完成・登記

建物が完成したら、表示登記を行ったうえで上記不動産使用証明を請求し、建物の所

有権保存登記を行ってください。

7 社会福祉法人定款変更届

建物の所有権保存登記が完了したら、先に提出している建物所有権保存登記誓約書に基づき基本財産に編入する手続きを行ってください。

- ①評議員会で同建物を基本財産に編入し、これに係る定款変更をすることについて議決してください。
- ②「社会福祉法人定款変更届」により、半田市長あてに基本財産が増加したこと等の届出をしてください。

8 社会福祉法人設立登記及び財産移転完了届

年 月 日

(宛先)

半田市長 殿

所在地

法人名称 社会福祉法人〇〇〇〇会

理事長 〇〇 〇〇

社会福祉法人〇〇〇〇会の設立登記等について（報告）

年 月 日付け〇〇半地福第 号により法人設立認可のありました、社会福祉法人〇〇〇〇会の設立登記及び財産移転を完了いたしましたので、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 社会福祉法人設立当初の財産目録
- 2 法人登記履歴事項全部証明書
- 3 不動産登記全部事項証明書
- 4 預金残高証明書
- 5 その他の固定資産明細書